

熊本県美術家連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、熊本県美術家連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を事務局担当宅に設置する。

(目的及び事業)

第3条 本連盟は、熊本県の美術文化の振興に寄与し、会員相互の親睦と協調をはかるものとする。

2 本連盟は、前項の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 展覧会の開催
- (2) 美術文化の振興にかかる講演等の開催
- (3) 美術文化の振興にかかる後援
- (4) 社会福祉向上のための支援事業
- (5) 会報等の発行
- (6) その他、本連盟の目的を達成するための事業

(会員及び会費)

第4条 本連盟は、県内に居住する美術家、及び県出身の美術家をもって組織する。

(1) 会員 本連盟の会員となろうとする者は、年度末に委員の推薦により、新会員推薦書（別途定める様式1）により会長に申請し、総務委員会で選考審議の上、委員会に諮問する。なお、推薦基準は別途内規として定める。

(イ) 会員は、会費として年額7,000円を該当年度の8月末日までに納入するものとし、年度中途の退会があっても、納入された会費は返金しない。なお、会費の滞納が2カ年の時は退会とみなす。

(ロ) 会員は、記名押印した退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(2) 名誉会員 本連盟に名誉会員をおくことができる。

(イ) 名誉会員は熊本県の美術文化の向上に永年功労があった会員から会長が発議し、本人の同意を得て総会に諮って決定し、顕彰する。

(ロ) 名誉会員には任期をもうけない。

(ハ) 名誉会員は会費を免除する。

(ニ) 名誉会員は会長の要請のあるときは委員会に出席するものとする。

(3) 顧問 本連盟に顧問をおくことができる。

(イ) 顧問は、委員会で会長等経験者の中から会長が発議し、本人の同意を得て総会に諮って決定する。

(ロ) 顧問には任期をもうけない。

(ハ) 顧問は会長の要請のあるときは委員会に出席するものとする。

(総 会)

第5条 本連盟の総会は、全ての会員をもって組織する。

- 1 総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に定期的総会を行い、本連盟の事業（事業報告・事業計画）及び会計（決算・予算）について報告する。また、臨時総会は、必要がある場合に委員会の決定を経て会長が招集する。なお、会員の過半数同意あるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 2 総会の決議は、会員の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもっておこなう。ただし、規約改正その他重要な事項（内規で別途定める）については出席した会員の議決権の3分の2以上をもっておこなう。
- 3 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出された者がこれにあたる。また、委員会（事業委員会含む）の議長についても、委員会（事業委員会含む）に出席した委員の中から選出された者がこれにあたる。
- 4 総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した会員（委員）の中から選出された議事録署名人が記名しなければならない。次条の委員会（事業委員会含む）の議事についても、同様に議事録を作成しなければならない。

(委員会)

第6条 本連盟には第3条第2項の目的を達成するための委員会を置くことができる。なお、事業委員会については別途内規として定める。

- (1) 会員の投票により選出された委員は、会長、副会長等の役員の選任を行うことと、各事業の実施に当たる。
- (2) 臨時委員会はあるとき会長はこれを招集しなければならない。ただし、委員の3分の2以上の同意あるとき会長はこれを招集しなければならない。
- (3) 本連盟の委員会で選任された総務委員によって、連盟全般の計画、運営に関する協議を行い、規約に関わらない内容に

については、実働に移すことができる。

(役員等)

第7条 役員

- (1) 役員とは、会長、副会長、監事、事務局長、会計部長、広報部長、総務委員長とする。
- (2) 会長及び副会長並びに監事は委員の互選によって定める。
- (3) 役員及び監事の任期は2年とする。
- (4) 会長は本連盟の業務を総括する。
- (5) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその業務を代行する。
- (6) 事務局、会計部、広報部の担当者及び地区委員を会長が委嘱し、総務委員は各部門の中より若干名を互選する。
- (7) 役員会は、役員と関連する各事業委員長で開催する。
- (8) 監事は、役員の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- (9) 監事は、いつでも役員に対して事業の報告を求め、業務及び財務の状況を調査することができる。
- (10) 委員選出の時、会長は、委員にふさわしい会員1～3名を総務委員に推薦し、承認されれば委員とすることができる。

(事業年度)

第8条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

【内規】

〈入会〉第4条関係

- 1 新会員になろうとする者の推薦基準は、県内外の公募美術団体の会員及びその会員と同等の実力を有する者とする。
- 2 委員は、新会員の推薦は委員1人につき所属部門に限り5名までとする。
- 3 被推薦者は、選考委員会に別紙様式1(A4)と作品写真3点(葉書サイズ、又は2L版)、「美術理論部門」では論文(コピー可)を提出しなければならない。なお、デジタルでの提出も可能である。(作品写真の裏面に制作年・作品サイズ・題名を、論文コピーには掲載誌名・発表年等を明記すること。)

〈その他の重要な事項〉第5条第2項

(1)会員の除名 (2)役員の選任又は解任 (3)名誉会員の委嘱 (4)顧問の委嘱

〈委員会〉第6条関係

- 1 会員の投票により選出された委員は、できる限り会員の希望とする各部門委員会に属する。
当面、洋画35名、日本画7名、彫刻5名、工芸4名、デザイン4名とする。但し、会員数に著しく変動があった場合は、委員会で協議する。
- 2 第6条第1項の各事業委員会として、展覧会委員会・講演会委員会・色紙展委員会・会報委員会を置く。3 規程第7条(5)の地区委員の地区は、熊本市以外の6地区とし、周辺市町村は熊本市及び6地区に属し、以下のとおりとする。
(a) 荒尾・玉名地区 (b) 水俣地区 (c) 八代地区 (d) 人吉・球磨地区 (e) 天草地区 (f) 阿蘇地区
- 4 事務局・会計部・広報部には、その長の他補佐する者を会長が委嘱することができる。

〈総務委員会の役割 第6条第5項関係

- 1 総務委員会において事業報告及び決算報告並びに事業計画及び予算書について協議し、委員会に諮問する。
- 2 委員より推薦のあった被推薦人について協議し、新会員の推挙を行う。

〈美術理論部門の併設について〉

- 1 「美術理論」部門を併設する。

〈慶弔〉

- 1 本連盟は会員の相互扶助をはかり、会員の死亡に対して弔意を表明する。
- 2 その他、本連盟に関わる慶弔に際しては社会通念に照らして執り行う。

付記

- 1 本規約は昭和46年5月29日より実施する。
- 2 規約改正：平成7年5月28日より実施する。
- 3 規約改正：平成11年5月31日より実施する。
- 4 規約改正：平成12年5月22日より実施する。
- 5 規約改正：平成15年5月19日より実施する。
- 6 規約改正：平成16年6月1日より実施する。
- 7 規約改正：平成17年5月23日より実施する。
- 8 規約改正：平成19年5月14日より実施する。

- 9 規約改正：平成24年5月14日より実施する。
- 10 規約改正：平成28年9月18日より実施する。
- 11 規約改正：平成30年4月16日より実施する。
- 12 規約改正：平成31年4月21日より実施する。
- 13 規約改正；令和元年4月26日より実施する。
- 14 規約改正；令和2年4月 第4条（3）ロ 改正
- 15 規約改正；令和6年5月26日 第4条（1）（イ）内規（入会）第4条関連1及び3
- 16 規約改正；令和7年5月31日 第4条（1）（イ）、第7条（1）、（7）、